

上記のとおり平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び事業報告書を提出致します。

平成26年5月9日

全国中小企業団体中央会

会長 鶴田 欣也

監 査 報 告 書

中小企業等協同組合法第40条第5項を準用する同法第82条の8により平成26年5月9日会長から提出された平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び事業報告書の各事項について監査した。

1. 監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常取るべき必要な方法を用いて調査した。

2. 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、全国中央会の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案は法令及び定款に適合している。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、全国中央会の状況を正しく示している。

平成26年5月23日

全国中小企業団体中央会

監 事 金 子 正 元

監 事 野 田 三 郎

監 事 栗 原 敏 郎